



非管理文書

一般廃棄物処理施設設置許可証

令和元年10月2日

北海道札幌市中央区北七条西十五丁目 28 番地 11
株式会社丸升増田本店 代表取締役 内山恭子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

青森市長 小野寺 晃彦



許可の年月日	平成31年3月27日	許可番号	H30-0-2
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	施設の種類 ごみ処理施設（圧縮・梱包施設） 一般廃棄物の種類 紙くず（新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック）		
設置場所	青森県青森市大字三内字丸山 393 番 279、393 番 82		
処理能力	64t/8h、 8t/h		
許可の条件	施設の稼動は午前 8 時から午後 7 時までのうち 8 時間とする。		
規則第 3 条第 7 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

非管理文書

(許可証の書き換え状況)

○平成31年3月27日 新規許可 第30-0-2

○令和元年10月2日 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書により、代表者の氏名を変更

変更前 内山 謙士郎

変更後 内山 恭子

(以下余白)